

新型コロナウイルス感染症発生時等の対応方針

R04.07.29 追加改訂

対象者	感染状況		No.	対応	保育料等の日割対象
園児	発熱等の症状あり	PCR未実施	1	当該園児は、発熱等の症状がある場合は、改善するまで登園自粛 →検査を受けることになったら2へ	なし
		PCR実施決定	2	当該園児は、検査結果が出る日まで登園自粛を依頼 →検査結果が陽性の場合は4へ →検査結果が陰性の場合は医師の診断により登園再開	検査結果が出るまでの登園自粛期間
	濃厚接触 又は 濃厚接触疑い		3	発熱等の症状が無ければ感染者と最後に接触した日を0日目として5日間を健康観察期間とし、登園自粛 発熱等の症状があり検査を受けた場合は、検査結果が出る日まで登園自粛 →検査結果が陽性の場合は4へ →検査結果が陰性の場合、感染者と最後に接触した日を0日目として5日間を健康観察期間とし、登園自粛 ※7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで
	感染		4	★園は、陽性判明日から濃厚接触者の特定及び消毒が完了するまでの間、陽性者が属するクラス（部屋）のみクラス閉鎖とする。（発生状況によっては休園となる場合があります。） 当該園児は、①症状がある場合は症状が出た日から10日間かつ症状改善後72時間経過まで登園停止 ②症状が無い場合は検体採取日から7日間登園停止 ※10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	【当該園児】登園停止期間 【当該園児が属するクラスの園児のみ】クラス閉鎖期間
園児の 同居者	発熱等の症状あり (濃厚接触者含む)	PCR未実施	5	家庭での保育を依頼。当該同居者の送迎停止 →検査を受けることになったら6へ	なし
		PCR実施決定	6	当該園児に対し、同居者の結果が出る日まで園児の登園自粛を依頼 →検査結果が陽性の場合は8へ →検査結果が陰性の場合は症状が改善してから登園再開	検査結果が出るまでの登園自粛期間 濃厚接触者の場合は症状が改善するまでの期間
	症状が無い濃厚接触 (症状が無い濃厚接触疑い)		7	登園自粛が望ましいが、登園することも可とする また、園児と同居者との接触を避け、体調管理に十分気を付けること (発熱等の症状が出た場合は速やかに園児の登園を自粛し、医師の診察を受けてください) ※7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで
	感染		8	同居の園児は濃厚接触者となるので、当該園児は 感染者である同居者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として、5日間を健康観察期間とし、登園自粛 →検査を受けることになったら3へ ※家庭で7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすることを依頼する	感染が判明した日から園児の健康観察期間終了日まで
保育士等 の職員	発熱等の症状あり	PCR未実施	9	当該職員は、症状が改善するまで出勤自粛を依頼 →検査を受けることになったら10へ	-
		PCR実施決定	10	当該職員は、検査結果が出る日まで出勤不可 →検査結果が陽性の場合12へ →検査結果が陰性の場合は医師の診断により出勤再開	-
	濃厚接触 又は 濃厚接触疑い		11	当該職員は、検査結果が出る日まで出勤不可（症状が無ければ5日の自宅待機のみも可） →検査結果が陽性の場合12へ →検査結果が陰性の場合、出勤不可期間を健康観察期間終了まで（場合によっては短縮もあり） ※7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	-
	感染		12	★園は、陽性判明日から濃厚接触者の特定及び消毒が完了するまでの間、陽性者が属するクラス（部屋）のみクラス閉鎖とする。（発生状況によっては休園となる場合があります。） 当該職員は、①症状がある場合は症状が出た日から10日間かつ症状改善後72時間経過まで出勤不可 ②症状が無い場合は検体採取日から7日間出勤不可 ※10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	クラス閉鎖期間

◆保健所・医師の指示を優先していただくをお願いします。

◆この表中に該当し登園自粛等される方は、市中感染のリスクを抑えるため**外出を控えて**いただきますようご協力をお願いします。

◆No.8にある、「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しています。